

## 四国のみち維持管理業務（さぬき市）仕様書

（適用）

1 この仕様書は、四国のみち（さぬき市）の維持管理に係る委託業務に適用する。

（業務の内容）

2 本業務は、四国のみちの安全・快適な利用を図るため次の内容により実施するものである。

- (1) 業務の名称 四国のみち維持管理業務（さぬき市）
- (2) 業務の場所 さぬき市前山、同市多和
- (3) 業務の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務の内容 ①歩道の除草・清掃 3.20km 年1回  
②パトロール 4.19km 年6回

## 【ルート別除草清掃及びパトロール対象距離内訳】

ルート名	除草清掃対象 (km)	パトロール対象 (km)
木もれ日のみち	0.58	1.17
小川のせせらぎのみち	2.52	2.92
阿讃山麓のへんろみち	0.10	0.10
計	3.20	4.19

(5) 業務の範囲 別添図面のとおり

（除草）

3 除草は、次の内容により実施する。

- (1) 上記2（4）に記載の回数を、草の繁茂状況を踏まえ、最も効果的な時期に実施すること。
- (2) 歩道の除草にあつては、歩道部分及び路側両側各50cm程度の除草を行うこと。

（清掃）

4 清掃は、次の内容により実施する。

- (1) ゴミ・空缶等を収集し適正に処分することに加え、ベンチ・指導標・案内板・解説板その他四国のみちの施設を清掃し、美観の保持に努めること。

（パトロール）

5 パトロールは利用者の安全・快適な通行を図ることを目的として、次により実施する。

- (1) 上記2（4）に記載の回数について、休憩所及びトイレを含むみちのパトロールを行うこと。
- (2) 事故・災害等安全通行に支障があると判断した場合及び標識等の破損を発見した場合は、速やかに委託者に通報すること。
- (3) パトロールに際しては剪定鋸・剪定鋏等を携帯し、通行の支障になる雑草木・倒木等の除去に努めること。

(業務計画)

- 6 業務を実施するにあたり、あらかじめ実施時期等を記した「委託業務計画書」を作成し、提出すること。

(業務報告)

- 7 各半期の業務完了後、遅滞なく「業務実績報告書」に実施回数等を記載し、作業実施状況一覧及び作業写真を添付して報告すること。また、詳細な作業内容については、作業日報等を作成し、受託者において保存すること。

(検査（確認を含む）及び立会等)

- 8 委託者は、「業務実績報告書」の提出があったときは、速やかに業務履行確認を行うものとする。  
また、委託者は、業務実施状況について適宜現場確認・立会できるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。

(その他)

- 9 事故・災害等を発見したとき、または通報があったときは、速やかに委託者に報告すること。
- 10 業務実施にあたって疑義が生じた場合は、委託者と協議し問題解決に努めるものとする。